

## ふるさと西ノ島基金条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、ふるさと西ノ島基金条例(以下「条例」という。)に基づき、基金の積立、管理、及び運用に関する必要な事項を定めるものとする。

### (寄付金の受入れ)

第2条 条例第3条に規定する寄附金(以下「寄附金」という。)の受け入れは、随時行うものとする。

2 寄附金は、寄附申込書(様式第1号)または募集により受け付けるものとする。

### (寄附金台帳の整備)

第3条 寄附金の適正な管理を図るため、ふるさと西ノ島基金寄附金台帳(様式第2号)を整備するものとする。

第4条 寄附者へは、当該年度終了後3ヶ月以内に基金の状況、使途、事業の実施内容等の必要な事項を報告するものとする。

2 前項の報告は、寄附者の指定した事業終了後をもって最終報告とする。

### (雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。